

2025 年日本国際博覧会
「シグネチャーパビリオン機材のリユース 2026 年 2 月 18 日期公募」公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)では、日本国際博覧会(以下「万博」という。)の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、これらパビリオンや施設等のリユースを行っており、協会からの買受け(以下、「有償譲渡」という。)を希望する者(以下、「有償譲渡希望者」という)、又は協会からの無償による譲受け(以下、「無償譲渡」という。)を希望する者(以下、「無償譲渡希望者」という)を公募します。

有償譲渡については、原則として協会が定める出品価格以上で、かつ、最高の価格をもって契約希望金額を提示した者を譲渡相手方として選定します。契約希望金額が同額の場合は、別途提出を指示する応募書類により譲渡相手方を選定します。

無償譲渡については、原則として事業詳細計画等によるプロポーザル方式により譲渡相手方を選定します(選定方法の詳細は「6. 選定の方法」を参照)。

※なお無償譲渡ができる相手方は国・地方公共団体に限る

1. 事業名称

シグネチャーパビリオン機材のリユース 2026 年 2 月 18 日期公募

(1)趣旨・目的

万博においては、SDGs 達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指しています。

その上で協会では、万博の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、万博の会期後に解体される各施設の建材や設備、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、これらパビリオンや施設等をリユース品として市場に還元し、廃棄物を最大限削減することを目的に実施します。

出品するリユース品(以下、「出品物」という)の詳細は、「4. (2)出品物情報の提供」にある通りです。なお、出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げる場合があります。

(2)公募期間

2026 年 2 月 18 日(水)から 2026 年 3 月 2 日(月)正午まで

(3)選定方法(選定方法の詳細は「6. 選定の方法」を参照)

有償譲渡:原則として協会が定める出品価格以上で、かつ、最高の価格をもって契約希望金額を提示した者を譲渡相手方として選定する。契約希望金額が同額の場合、別途提出を指示する応募書類にて譲渡相手方を選定する。

無償譲渡:原則として事業詳細計画によるプロポーザル方式により譲渡相手方を選定する。なお無償譲渡ができる相手方は国・地方公共団体に限る

なお、無償譲渡は、事業詳細計画書が未提出の場合、あるいは事業詳細計画による評価において、「6. 選定の方法」の表1の必須項目の評価が十分でない場合、選定の対象とならないことがある。

2. スケジュール(予定)

2026年2月18日(水)	公募開始 質問受付期間(2026年2月24日(火)17:00まで)
2026年3月2日(月)正午	公募締切
2026年3月中旬	有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者の決定(予定)
2026年3月中旬以降	契約締結(予定)
2026年3月下旬以降	出品物の引渡し(別途調整)

3. 公募参加条件

以下の(1)から(2)までの要件を全て満たす、次の①から⑤までの者であること。

- ①国
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④その他の公共的団体*
- ⑤上記①～④以外の者

* 公共的団体: 公共的な活動を営む団体といい得るものであれば足り、法人であるか否かは問いません。

(1)次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ①当該公募に係る契約を履行する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

4. 応募の手続き

本公司への応募を希望する者の応募手続き等は、次の通りです。

「3. 公募参加資格」を確認の上、必要書類等を提出してください(応募から契約候補者決定までの流れは、本公司要領の最後の「図1 応募手続きフロー」を参照。)。

(1)公募要領等の提供

(a)配布期間

2026年2月18日(水)から2026年3月2日(月)正午まで

(b)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)。

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(c)その他

有償譲渡希望者および無償譲渡希望者には、契約時に締結する「契約書(案)」を提供します。

(2)出品物情報の提供

(a)提供期間

2026年2月18日(水)から2026年3月2日(月)正午まで

(b)提供方法

協会ホームページで開示します(郵送による提供は行いません。)。

※出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げる場合があります。

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(3)応募書類の提供

(a) 提供期間

2026年2月18日(水)から2026年3月2日(月)正午まで

(b)応募書類

【様式1】譲渡希望申出書(Microsoft Word 形式で提供)

【様式2】事業詳細計画書(Microsoft Word 形式で提供)(※無償譲渡のみ提出が必要であり、有償譲渡は不要)

(c)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)。

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(4)質問の受付及び回答

(a)受付期間

2026年2月18日(水)から2026年2月24日(火)17:00まで

※質問受付終了後の質問については公募終了までに回答できない場合があります。

(b)受付方法

電子メール(送信先:theme-pt@expo2025.or.jp)で受け付けます。

※「件名」には「【質問】シグネチャーパビリオン機材のリユース 2026年2月18日期公募」と明記し、質問内容を「【様式3】質問票」に記載して添付してください。

※口頭、郵送、持参、電話、FAXでの質問の問い合わせは不可です。

(c)回答方法

回答は、質問到着後、質問毎に個別に行います。

なお、質問・回答の内容を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項である場合は、協会ホームページに掲載します。

(5)応募の受付

(a)受付期間

2026年2月18日(水)から2026年3月2日(月)正午まで

(b)応募に必要な書類

本公募への応募に必要な応募書類は次の通り。

①「【様式1】譲渡希望申出書」

②「【様式2】事業詳細計画書」(※無償譲渡のみ提出が必要であり、有償譲渡は不要)

なお、「【様式1】譲渡希望申出書」の作成に際しては、「4. (2)出品物情報の提供」を確認し、作成してください。「【様式2】事業詳細計画書」の作成に際しては、「4. (2)出品物情報の提供」の内容に留意して作成するとともに、「【様式2】事業詳細計画書」に記載されている注意事項及び「6. (2)評価基準」の内容に留意して作成してください。

また、無償譲渡は、事業詳細計画書が未提出の場合、あるいは事業詳細計画による評価において、「6. 選定の方法」の表1の必須項目の評価が十分でない場合、選定の対象とならないことがあります。

(c)「【様式1】譲渡希望申出書」の記入等について

応募に際しては、「出品価格」を確認の上、「契約希望金額」を記入する。

また、本公募における「契約希望金額」は、次のように「出品価格以上の金額」とする。

契約希望金額 \geq 出品価格

※「買受希望価格」については、有償譲渡希望の場合、応募者が出品物の有償譲渡を希望する価格です。また、無償譲渡希望の場合、『0円』です。

(d)応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールで提出してください。郵送、持参による提出は不可とします。2026年3月2日(月)正午までに下記メールアドレスに届いたものを有効とします。

(宛先)theme-pt@expo2025.or.jp

※「メール件名」には「【応募】シグネチャーパビリオン機材のリユース 2026年2月18日期公募」と明記し、応募書類をPDFデータで添付し、送付してください。

(e)費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(6)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使

用しない。

(7)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、選定の対象とならないことがある。

(8)その他重要事項

(a)応募者は、ひとつの出品物に対して、ひとつに契約希望金額での応募とする。

ただし、出品番号3及び4については希望するセット分の応募を可能とする。

(b)有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者は、契約希望金額と同額を契約金額として契約締結後に協会へ支払うものとする。

(c)受付期間終了後の応募金額等の必要な情報の修正は認めない。また、受付期間終了後の応募書類の差し替えは認めない(協会が修正等を求める場合を除く。)。

(d)応募書類に虚偽の記載をした応募は、本公募への参加資格を失うものとする。

(e)選定の経過等に関するお問い合わせは不可。

5. 説明会

実施しない。

6. 選定の方法

(1)選定方法

有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者の選定は、次の①～③の手順に従って行う。

①出品物に対して複数の有償譲渡又は無償譲渡の希望があった場合は、次の順により契約候補者を選定する。

【順位1】国、大阪府、大阪市(「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。)

【順位2】国、大阪府、大阪市(上記【順位1】以外の有償譲渡)

【順位3】地方公共団体(大阪府及び大阪市を除く。また、「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。)

【順位4】地方公共団体(大阪府及び大阪市を除く。また、上記【順位3】以外の有償譲渡)

【順位5】独立行政法人又は地方独立行政法人

【順位6】その他の公共的団体

【順位7】上記【順位1】～【順位6】以外の者

②上記①の同一の順位に該当する複数の応募者があった場合は、最高の契約希望金額を提示した応募者を契約候補者とする。

③上記①の同一の順位に該当する複数の応募者があり、同一の最高の契約希望金額を提示した応募者があった場合は、有償譲渡の場合は別途提出を指示する応募書類にて契約候補者を決定し、無償譲渡の場合は、「6. (2)評価の内容」に基づき行った評価点を勘案し、契約候補者を決定する。また、評価は、原則として契約希望金額及び応募書類により行う(原則プレゼンテーション等は行わない。)。

2)無償譲渡に係る評価の内容

応募書類(「【様式2】事業詳細計画書」)の記載内容に基づき、次の評価の項目、評価内容、配点で評価を行う。

表1 評価の内容

評価項目	応募者区分 ¹⁾	必須項目 ²⁾	評価内容	配点(満点)
計画の目的・内容	①～⑤	○	大阪・関西万博の理念に沿った計画となっているか。	6点
		○	リユースを目的とした計画となっているか。	6点
	①～④		公共の用に供する計画になっているか。	10点
		⑤	広く不特定多数人の利用が可能な計画になっているか。	10点
	①～⑤		循環経済(サーキュラーエコノミー)の普及促進に資する計画であるか。	10点
移設計画	①～⑤	○	移設計画を作成しているか。	6点
			移設が可能な資金計画になっているか。	5点
			移設が可能な体制計画になっているか。	5点
			移設が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	5点
維持管理計画	①～⑤	○	維持管理計画を作成されているか。	6点
			維持管理が可能な資金計画になっているか。	5点
			維持管理が可能な体制計画になっているか。	5点
			維持管理が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	5点
レガシー継承計画	①～⑤	○	レガシー継承計画が作成されているか	6点
			移設後においても、大阪・関西万博の資材であったことが象徴される工夫が施されている計画になっているか。	10点
			移設後においても、原形を留めた状態で利活用する計画になっているか。	10点
合計 ※合計は応募者区分①～⑤の各区分ともに100点満点となる				100点

注

- 1) ①国、②地方公共団体、③独立行政法人又は地方独立行政法人、④その他の公共的団体、
⑤上記①～④以外の者
- 2) 「必須項目」の記載が十分ではない場合、選定の対象とならないことがある。

(3)契約候補者の決定

協会で契約候補者を選定した後、事務手続きを行い、契約候補者を決定する。

(4)応募の結果

- (a)契約候補者が決定した後、選定結果は全ての応募者に通知する。
- (b)契約候補者が公募参加条件を有しないことを確認した場合、または契約候補者が公募の該当応募について「【様式5】応募取下げ理由書」を提出した場合は、その者の該当する応募を無効とし、選定対象から除外する。この場合、(1)の方法により選定した次順位の者を新たに契約候補者とし、(a)の手続きを行う。以後、契約候補者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(c)選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する場合がある。

- ①出品物
- ②上記①出品物の契約候補者の名称(ただし、契約候補者が個人の場合、契約候補者の名称は「個人」とする。)

(5)選定対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

- ①協会及び本公募の選定にかかる関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ②他の応募者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③選定終了までの間に、他の応募者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- ④応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(6)契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、契約候補者の決定の通知の後、協会が求める場合は以下の必要な書類について、指定する必要部数を提出すること。

【契約候補者の決定の通知の後に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

【様式4】暴力団排除条例に基づく誓約書(Microsoft Word 形式で提供:原本1部)

※契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の 17 時までに提出をすること。

7. 契約手続きについて

- (1)契約交渉の相手方(契約候補者)に決定された者と協会との間で協議を行い、「契約書(案)」に基づき契約を締結する。
なお、契約金額は次の通り。
契約金額 = 「買受希望価格」

(2)契約金額の支払いについては、契約締結後に契約金を協会へ支払わなくてはならない。具体的な支払期限、支払先(口座)は改めて協会から通知する。

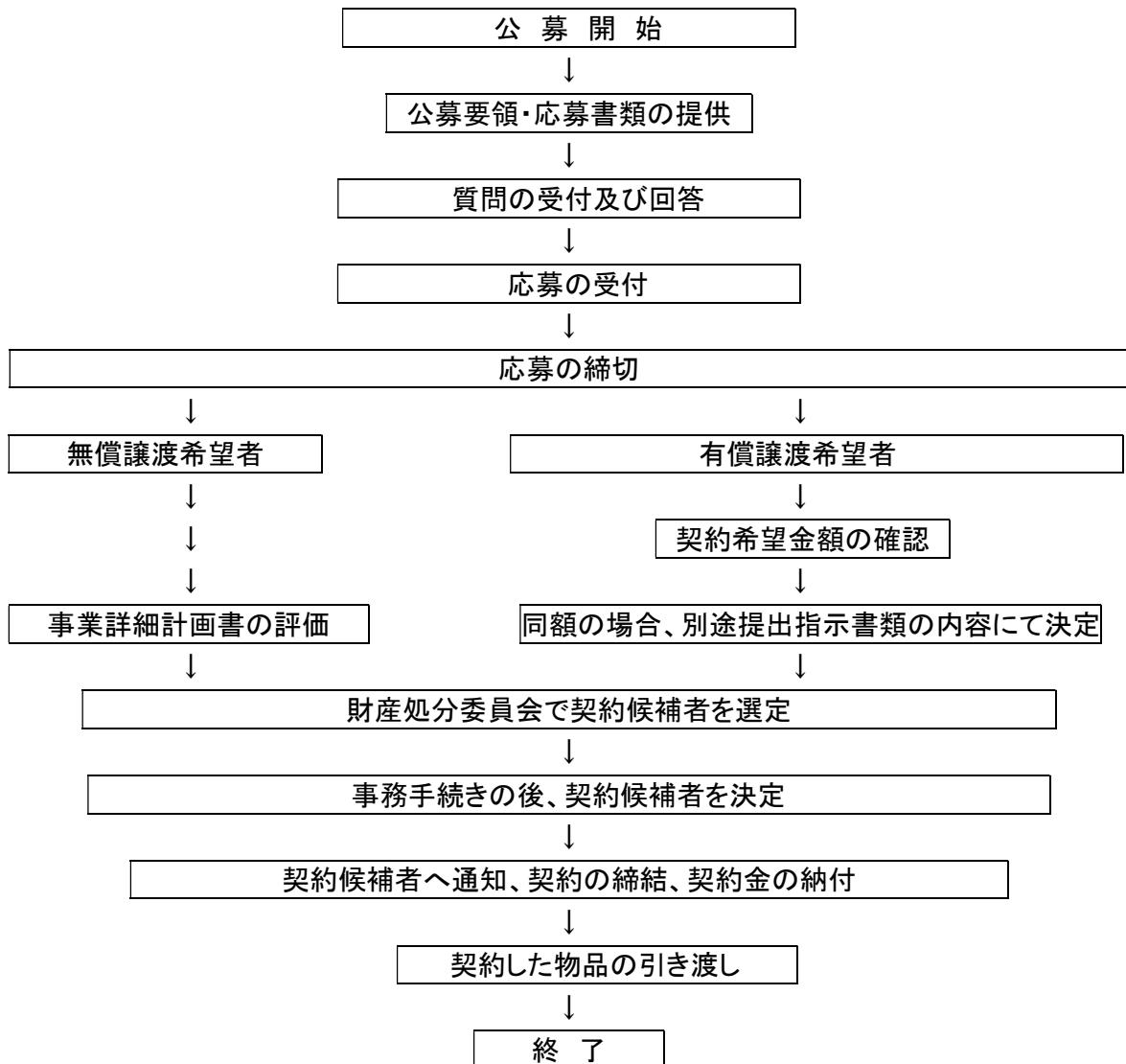
(3)契約締結に際し、協会が求める場合は大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しない時は、協会は契約を締結しない。

8. その他

- (1)本公募の応募にあたっては、本公募要領等を熟読し遵守すること。
- (2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守すること。

- (3) 本公募に係る応募手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (4) 本公募において、有償譲渡又は無償譲渡した出品物について、協会は、出品物のリユース状況等の調査を行うことがあるので協力する。
- (5) 出品物のリユースにかかる輸送については契約者にて手配すること。
- (6) 謙渡後の利活用において、協会 IP を付す場合(万博公式キャラクターや公式ロゴマークのみならず名称や略称等含め)、ライセンス契約(ロイヤリティ支払い)が必要となります。

図1 応募手続きフロー



以上